



志摩市告示第**134**号

志摩市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和 8 年 **10** 月 **6** 日

志摩市長 橋 爪 政 吉



志摩市子育て短期支援事業実施要綱の一部を改正する告示

志摩市子育て短期支援事業実施要綱(平成16年志摩市告示第16号)の一部を次のように改正する。

別表中「9,210円」を「10,700円」に、「5,200円」を「5,540円」に、「1,340円」を「1,500円」に改め、「女子」の次に「若しくは配偶者のない男子」を加え、「及びこれに準じる父子家庭の世帯」を削る。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、この告示による改正後の志摩市子育て短期支援事業実施要綱の規定は、令和8年4月1日から適用する。